

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所 設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設設置等に伴う既許可の変更））【1】

2. 日時：令和3年1月27日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁内会議室（9階D会議室）（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

渡邊安全規制調整官、岡本主任安全審査官、小林主任安全審査官、中原主任安全審査官、沼田主任安全審査官、田中安全審査専門職、小西審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

担当者 17名※

東京電力ホールディングス株式会社：

担当者 1名※

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、これまでに提出のあった資料を用いて、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設設置等に伴う既許可の変更に係る原子炉設置変更許可申請のうち、既許可の変更の概要について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、以下の主な点について事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

<特定重大事故等対処施設設置等に伴う既許可の変更の概要>

- DBに関する説明を変更概要に追加すること。
- DB及びSAの変更点を明確に区別して説明すること。
- 今回の申請に対する適用条文がどれに該当するか明示するよう補足説明資料の一覧表の構成を見直すこと。
- 補足説明資料の一覧表中で申請書が変わるものがどれで、まとめ資料が変わるものがどれかというのが明確になるよう記載を工夫すること。特に本文が変わるものについては、どこが変わるかを明示すること。まとめ資料に関しては、本体審査での説明からどのように変わったか経緯が分かる形で記載すること。
- 耐圧強化ベントの廃止の説明方針を変更する場合は、方針を変えたことを明示的に説明し、方針を変えた理由、それでも問題ないことを説明すること。
- 変更箇所の詳細説明に当たっては、手順の所要時間が何によるものか（アクセスの距離的なものなのか、構造的なものなのか等）が分かるようにすること。
- 被ばく等の評価に関しては、評価条件のうち変わったものと変わらないものを明示すること。
- 西側の接続口の配置・構造の変更について詳細な説明を加えること。
- 52条の説明では、FV出口放射線モニタの台数変更の影響が読めるような形で記載すること。

○ 35条の変更理由について修正すること。(FV兼用化→耐圧強化ベント廃止)

6. その他

提出資料：なし

以上